昭和村
議会だより

No.187
令和８年11月18日発行



きらめく「特上」の輝き
10月２日からむし集荷の様子

Contents

○令和７年度決算認定 ……２～４
○議案審議の内容 ……５～６
○村政を問う ……７～１３
○議会活動の報告・お知らせ …１４

発行／昭和村議会
編集／議会だより編集委員会

〒968－0103
福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島652
☎0241－57－2198　FAX0241－57－3044

令和７年度の決算認定

今定例会では、令和７年度の一般会計をはじめとする全ての会計の決算内容と事業成果が提出され、審議の結果、賛成多数で認定されました。（決算の内容は「広報しょうわ10月号」に掲載されていますので、ぜひご覧ください。）

また、村の財政状況を示す「健全化判断比率」も報告され、本村が健全財政を継続していることが確認できました。

しかし、歳入の多くを国からの地方交付税に依存しており、今後の交付額には不透明さが残ります。今後は、人口減少に伴う歳入減に加え、インフラの老朽化対策や社会保障費の増加による歳出増などにより、財政状況はますます厳しくなることが想定されます。議会といたしましても、行政とともに社会・経済情勢を的確に把握し、今後も健全な財政運営が継続できるよう努めてまいります。

昭和村の財政状況

区　分	財政指数	簡単な解説
財政力指数	0.09 （前年度0.09）	地方交付税への依存の程度を示します。 「1」に近い、あるいは「1」を上回るほど財政力が強いということです。昭和村は村税の収入が非常に少なく、財政力はとても弱いといえます。
経常収支比率	95.4 （前年度98.4）	独自の施策や新たな施策に対応する余力があるかという「財政の弾力性」を示します。 比率が低いほど、使途を自由に決められるお金が多く、住民サービスや新しい事業に予算を回しやすくなります。逆に比率が高いと、収入の多くが人件費の支払いや公債費（借金）の返済で占められ、急な行政ニーズへの対応がしづらくなります。目安として75％程度が望ましいとされています。
実質赤字比率	― （前年度も同じ）	一般会計の赤字額の割合を示します。本村は黒字決算であるため、比率は「－」（該当なし）となります。
連結実質赤字比率	― （前年度も同じ）	一般会計、特別会計（国保、介護、後期高齢）、公営企業会計（簡易水道、下水道）のすべてを合算した赤字額の割合を示します。 すべての会計が黒字のため、比率は「－」（該当なし）となります。
実質公債費比率	9.0 （前年度8.9）	収入金をどれだけ地方債（借金）の返済に充てたのかを示します。 18％以上は警戒値。35％以上は破綻。昭和村は現段階では良好な状態であるといえます。
将来負担比率	― （前年度も同じ）	地方債（借金）の返済など、将来負担しなければならない金額の割合を示すものです。現時点では、将来の負担額を貯金（基金など）が上回っているため、比率は「－」（該当なし）となります。

決算認定

令和7年度 決算議案質疑の主な内容

問 空き家対策総合支援事業補助金は、何件ぐらいの事業なのか。

答 大芦地区の空き家を1軒整備したことに対する補助金である。

問 メードインふくしまロボット導入支援補助金の事業内容は。

答 役場、昭和村公民館、すみれ荘、喰丸小などの公共施設でどれだけ電力を使っているかというような「見える化センサー」を導入し、現在その実証などに取り組んでいるところである。本事業は、その実証に係る補助金である。

問 基金が約2億5百万円減少している。10年前には28億円あった残高が、10年以上が経過した現在の残高は21億円となり、約7億円減少したことになる。特に、ここへ来て2億円減少した点については、どのように考えているのか。

答 第6次昭和村振興計画で定めた各種事業は、国や県の補助事業、あるいは地方債などを活用しながら進めている。しかし、どうしても補助率が10分の10に満たない事業を行う際には、各目的基金などを取り崩して対応しなければならない。

このため、以前に比べて基金の残高はかなり減少している。

今後、昭和村役場や教育関連施設の大きな整備計画も控えている。今の状況を打破できるよう、当初予算での取り崩しをいくらかでも抑え、年度内の取り崩しを減らして、基金を積み増しできるような事業の検討を行っていかなければならない。そのため、決して楽観視はしていない。財政が厳しい状況にあるということは認識している。

問 翌年度における繰越額として約6千3百万円が計上されている。本来ならば繰越事業がない方が望ましいが、近年は予期せぬ影響等もあり、発生してしまうことは理解できる。しかし、前年より多い気がする。主な項目は何か。

答 総務費の庁用自動車購入費（昭和村南会津町生活バス用の車両購入費）や戸籍附表システム改修委託、民生費の物価高騰重点支援給付金特別加算分がある。また、農林水産業費では、林道橋ＰＣＢ含有塗膜調査業務委託、商工費では、物価高騰重点支援給付金いわゆる地域振興券の発行に伴う予算が計上されている。土木費では、下中津川富田線の村道改良舗装工事があり、これらの事業が、翌年度への繰越しとして実施される内容である。

問 林野等航空レーザー計測調査業務委託料について、この調査は完了したのか。以前にも同様の調査があったと思うが、すでにデータとして、国有林や各所有地の境界が判別できる状態になっているのか。

答 国有林と民有地の境界確認についてはこれからの対応となる。令和7年度の調査は、その前段として、森林整備計画策定の基礎資料とするため、村内全域の民有林における樹種、樹高（木の高さ）、地形等の分析を実施している。

決算認定討論

令和7年度決算認定討論の要旨

反対討論

私が、この令和7年度決算を認定できないと考えるのには、二つの理由がある。

一つは、固定資産税の不納欠損である。前村長は昨年度の全員協議会で「私の代にめどをつける」と発言していた。しかし、根本的な解決を棚上げにしたまま退任してしまった。根本的解決の方法は分かっているはずであるにもかかわらず、それに対する努力を一切怠っていたことがうかがえる。

また、固定資産税の不納欠損額の累積が多額に上ったことについて、当局は瑕疵はないと主張する。昨日の一般質問でも、まず瑕疵がないという言い訳が先行していた。しかし重要なのは、瑕疵の有無云々よりも、まずは根本的な解決を図ることである。

さらに、瑕疵はないと言うものの、なぜ早期に差し押さえを行わなかったのか。金額が1千3百万円にまで膨らむ前に、百万円、2百万円の段階で差し押さえをしていれば、これほどの額にはならなかったはずである。国税であれば3か月で差し押さえを実行する。

この点について以前質問した際、当時の総務課長は、「返済予定表を受け取っていた」と答弁した。だが、返済予定表を受け取っていたとしても、その計画どおりに返済されなかったのである。履行されなかった時点で、差し押さえを行うべきだったのではないか。前村長は決して瑕疵はないと言い張っていたが、村民はそう思っていない。

このように、この問題の根本的解決に向けた努力が見られなかったことが一点目である。

もう一つは、からむし振興基金貸付金についてである。これについては昨年度の返済実績がゼロであった。以上の二点から、私はこの決算を認定することはできない。



賛成討論

令和7年度歳入歳出決算書には、何百もの取引が計上されている。その中で、令和7年度において改善された項目が一つだけある。

それは、平成17年度から発生していた固定資産税の滞納が、約20年の時を経て帳簿上から消えたことだ。いわゆる不納欠損処理という苦渋の決断を行った結果である。

この判断を下すにあたり、前村長が全身全霊で取り組んだことで、整理された決算となった。しかし、村民の血税を司る行政は、この事務処理の重さを深く認識しなければならない。

毎年、決算議会を迎えるたびに、何十、何百という取引がある中で、たった一つの不適当な取引を理由に、決算書全体に反対してよいのかと悩んできた。

これまで一般質問等を通じて、行政の謙虚な反省を訴えてきたが、税の公平性・公正性に鑑み、今後は適時的確な対応に努め、村民の期待に応えることを強く望む。以上、要望を申し添え、令和7年度歳入歳出決算に賛成する。



議案の審議

９月議会定例会で可決・同意された、主な議案の内容をお知らせします。
※議決結果はＰ６をご覧ください。

条例改正等

昭和村カスタマーハラスメント防止条例

令和８年10月１日から、事業主に対してカスタマーハラスメント（悪質なクレームや迷惑行為）を防止する対策が義務化されます。これに伴い本村でも、労働者を守るための基本方針を明確にし、相談窓口の設置など体制を整えるため、新たに条例を制定するものです。

昭和村税条例の一部を改正する条例

国の地方税法や関連する政令の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

福島県特定事業活動振興計画に基づく村税の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島復興再生特別措置法に基づく、地方税の課税免除などの特別措置が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

令和８年度昭和村一般会計補正予算（第５号）

主な補正内容

○拠点施設整備基本構想・基本計画の策定に伴い地質調査業務の追加による委託料の増額
２，１４０千円
○昭和村金山町間生活バスの運行に伴う経費などの増額
３，５６７千円
○学校教育システム改修など委託料の増額
１，０７８千円
○令和７年度の障がい者医療費確定に伴う国庫負担金の返還金
１，６１１千円
○すみれ荘車庫火災箇所の修繕とすみれ荘内の修繕料の増額
２，８００千円
○農林水産物集出荷貯蔵施設改修工事の資材価格高騰に伴う不足分の増額
５，０００千円
○多面的機能支払い交付金・中山間直接支払い交付金の返還金
２，５４０千円
○クマ特別対策事業として鳥獣被害対策費の増額
２，２２０千円

令和８年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

国民健康保険税の賦課額及び繰越金確定に伴う増額補正です。

令和８年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第２号）

保険料の賦課額の確定及び介護給付費負担金等の増額並びに繰越金確定に伴う増額補正です。

令和８年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

後期高齢者医療保険料の賦課額及び繰越金確定に伴う増額補正です。

特別功労の表彰に同意

昭和村表彰条例の規定に基づき、昭和村長として２期８年にわたり、村政振興に寄与された五十嵐吉彦氏、および栗城義徳氏を特別功労者として表彰するものです。
同じく、昭和村農業委員会委員として５期15年にわたり、村政振興に寄与された舟木幸一氏を特別功労者として表彰するものです。

人　事

昭和村教育委員の任命に同意

任期満了となる涌井一統氏の後任として、舟木哲也氏を任命するものです。

議案の審議

9月定例会で審議した議案と、その議決結果です。（審議した順に掲載。）

議　案　名	議決結果	菅家篤男	羽染豪	小林政一	渡部節雄	馬場政之	栗城敏郎	馬場栄三	栗城徳雄
昭和村カスタマーハラスメント防止条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
昭和村税条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
福島県特定事業活動振興計画に基づく村税の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
令和８年度昭和村一般会計補正予算（第５号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
令和８年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
令和８年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第２号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
令和８年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
令和７年度昭和村歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	×	○	○	○	議長
特別功労の表彰について	同意	○	○	○	○	○	○	○	議長
昭和村教育委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○	議長
健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第３回議会臨時会議案の議決結果

8月7日に臨時議会が開かれました。審議した議案と、その議決結果です。

議　案　名	議決結果	菅家篤男	羽染豪	小林政一	渡部節雄	馬場政之	栗城敏郎	馬場栄三	栗城徳雄
令和８年度昭和村一般会計補正予算（第４号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
令和８年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長

※「○」は賛成、「×」は反対、議長は議決に加わらないため議長採決以外は「議長」と表記。

●一般会計補正予算の主な内容

- エネルギー、食料品価格等の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、住民税非課税世帯を対象に１世帯あたり7,000円の給付を行う経費　２，０２５千円
- 職員の育児や看護による人員不足に伴い、会計年度任用職員を雇用するための経費　２，１６６千円
- 昭和小学校地下タンクの埋設配管に漏洩が確認されたため配管の工事費　６，０００千円

●国民健康保険特別会計補正予算の主な内容

- 療養費の未払いが判明し不足が生じたため、支払のための経費　２，０６２千円
- 診療所で使用している体重計が故障したため、新たに購入する手すり付き体重計の費用　２０４千円

村政を問う

令和８年９月定例会
一般質問
菅家 篤男 議員



Q 村道や農道改良工事、その他の要望書について

問　各集落から村道改良工事や農道改良工事等の要望書が出されている。本会議で採択されたにもかかわらず、着工できないのはなぜか。

村長　要望のあった工事等については、緊急性や優先度、財源の確保等を勘案し、事業を進めているところである。

問　採択された要望書の中から、村道改良事業について伺う。村振興計画に記載がある５路線①小野川寒金線②小野川分代田線③下中津川柳原線④小野川小峠線⑤下中津川正法寺線が、今後の検討路線となる。このうち、下中津川柳原線と下中津川正法寺線については、早期の着工を望むものであるが、依然として未着工のままである。
　これらが未着工である理由や課題があれば、その説明も含め、村長の考えを伺いたい。

村長　ご質問の２路線についても、緊急性や優先度、財源の確保などを勘案し、判断を行っていく。

Q 下水道事業会計について

問　村下水道事業会計において、令和６年度、７年度とそれぞれ約1億2千万円を一般会計から繰り入れている。この一般会計からの繰入金を削減するための施策が必要と考えるが、村長はどのように考えておられますか。

村長　今後、下水道料金の改定については、昭和村上下水道事業審議会に諮る予定である。

Q 居住棟やデイサービス、昭和ホーム利用者の減少について

問　居住棟やデイサービス、また昭和ホームの利用者が減少していると聞いている。現在の定員に対する利用状況と待機者の実状について伺いたい。

保健福祉課長　居住棟と呼ばれる昭和村生活支援ハウスの定員は、１人部屋８部屋、２人部屋２部屋、合計10部屋であり、最大12名が利用可能である。現在、１人部屋に６名が入居しているが、入居申し込みをしている方は７名いる。また、社会福祉法人昭和福祉会へ伺ったところ、デイサービス利用定員は20名となっており、令和８年度の１日当たりの平均利用者数は12・２名である。昭和ホームは、本館入所定員が30床、ショートステイ対応の入所定員は10床である。入居状況は、９月１日現在で本館18床、ショートステイは８床の利用となっている。
　ユニット館の入所定員は30床で、現在26床の入所となっている。
　なお、入所待機者は、本館及びユニット館合わせて10名いる。

問　昭和村の介護サービス事業について、規模や定員の見直しを早急に進めるべきと考えるが、村長の考えを伺いたい。

村長　今年度は、介護保険事業計画の見直しの時期にあたる。各介護サービスの利用に関わる見込み量は、保険料に反映されるため、慎重に判断しなければならない。サービス提供事業者の運営にも関連する内容であるため、十分に協議を重ね、見直し等の検討を進めていく。

Q 奥会津昭和村振興公社の返済金について

問　奥会津昭和村振興公社については、令和７年度における村への返済金はない。村からの借入金３千万円のうち、令和６年度までに返済された金額は１千３百万円である。既に返済期限は過ぎている。
今後、毎年確実に村に返済すべきと考えるが、村長の考えを伺いたい。

村長　振興公社の厳しい経営状況などから、償還が履行されていなかったが、平成29年度からは順次償還されており、令和６年度までの償還額は１千３百万円となっている。
　年次償還計画に基づいた償還を今後とも公社に対して要請していく。

村政を問う

令和８年９月定例会
一般質問
馬場 栄三 議員



Q 白河、奥会津広域観光協議会について伺う

問 協議会の設立目的、協議会運用実施計画など、今後の取組について伺う。

村長 協議会は、白河・奥会津地域の特性を生かした観光誘客を図ることを目的とし、経済効果の創出や人的交流の拡大、人口減少対策に取り組む。

今後の取り組みとしては、たびえほん・ＰＲ動画の制作、スタンプラリーの実施、首都圏及び新潟県における特産品の直売会等を計画している。

問 白河へ新幹線で来られ、そこから奥会津や県南の方へ行きたいという方の行動をどのように誘導するのか。

産業建設課長 まずはレンタカーの利用を想定している。道路を活用した移動方法になるが、支援についても検討していく必要があると考えている。

問 今年度どのぐらい予算化されているのか伺う。

産業建設課長 昭和村の負担金としては、20万円を計上している。

問 象徴エリア愛称の設定や広域ブランド化の詳細を伺う。

村長 象徴エリアの愛称については、現段階では決定しておらず、今年度中に設定する計画である。観光客が移動する際の目的地として、認知度の向上を図っていく。

問 昭和村としての取組は。

村長 当協議会のような広域での連携が必要と考えている。本村を通る周遊ルートの策定や、首都圏及び新潟県における特産品の直売会等を通じて、交流人口の拡大に努めていく。

Q ふるさと納税、返礼品在庫対応について伺う

問 ふるさと納税制度に関する村長の認識を伺う。

村長 本制度は、自治体にとって貴重な財源である。返礼品を提供する地元の事業者等の収入増加が見込まれるなど、地域経済の活性化にも寄与する有益な制度であると認識している。

問 返礼品の個人、事業者保管分の在庫について、どのように対応するのか伺う。

村長 在庫品の対応については、今後とも本村のふるさと納税を増やす取り組みを継続し、多様な返礼品が選択されることで、返礼に対応可能な品物を提供される方の保管分を減らせるよう、中間支援業務受託者との連携に努めていく。

問 新米が出るまでに売れ残った場合はどうするのか。

村長 返礼に対応可能な品物を提供される方の保管分を減らせるよう、中間支援業務受託者との連携に努める。

問 中間支援事業者という方は、具体的に説明ください。

総務課長 村内の地域商社１社と契約を締結している。

問 どのような方法で在庫品を扱い、どのように処分するか、いつまでに結論を出すのか。

総務課長 村としては、在庫数という認識はない。農家や事業者、中間支援業者との協議の下に、提供可能数の提示をお願いしているところである。

そのため、村が今現在、在庫の取り扱いや買い戻し、あるいは費用の負担を行うということではない。

問 個人、事業者と契約書等を取り交わしているか。委託事業者との契約についても契約書を交わすべきだと考えるが、見解を求める。

村長 委託先である中間支援業務受託者とも連携し、今後の運用を協議していきたいと考えている。

次に、委託業者との契約については、本年度においても、ポータルサイトを運営する４社と委託契約を締結しているところである。

村政を問う

令和８年９月定例会
一般質問
渡部 節雄 議員



Q 奥会津昭和村振興公社の社長交代人事を問う

問 奥会津昭和村振興公社は第三セクターの法人であり、地方公共団体としての昭和村の大事な事業を担っているのは言うまでもない。しらかば荘しかり、道の駅しかりである。それゆえに、会社発足以来、村長が代表取締役社長という地位に就いていた。なぜ今回、村長が社長職を降りたのか。この交代劇が村益に資するものかどうか甚だ疑問である。

村長 これまで奥会津昭和村振興公社の代表取締役は村長が務めていたが、村と振興公社とで指定管理の契約や業務委託契約などを締結しており、村の代表と公社の代表が同じ者であると利益相反に抵触するおそれがあるのではないかと考えた。

また、村は振興公社の経営状況のチェックや監査を行う必要がある。同一人物がトップである場合、チェック等が甘くなるなどの批判を受けかねないとも考えたところである。

そこで、県や他市町村の第三セクターの状況を確認したところ、首長が第三セクターの代表を兼ねているという団体は少なく、総務省の指針等でも、首長が第三セクターの代表を兼ねることは望ましくないとされていることから、振興公社の代表取締役には就任しないこととした。

問 歴代村長がやってきたことに対して否定することになるわけですか。

村長 前村長や前の村政を否定するということではないが、私としては、先ほど答弁したとおり、批判等を受けかねないと考え、社長への就任はしなかった。

問 グリーンファームは、民間の経営力を活用し、実績も好調に推移し、厚い内部留保が報告されている。それに引き換え、奥会津昭和村振興公社は、経営に見るべきものがなく、多額の指定管理料を受けているにもかかわらず、昨年度の決算は赤字であり、昭和村の条例で定められた借入金の返済も滞っている。第三セクターは、民間の資力と経営力を導入して、官民協働で事業を行うと承知している。それがうまくいっているとは言い難い状況の中で、今年の６月に行われた取締役会、株主総会に、株主代表である村長が、なぜ欠席したのか伺いたい。

村長 株主総会での意見等については副村長に指示しており、私自身は、別の公務があったため、株主総会には出席しなかった。しかし、株主総会における全ての権限を副村長に移譲したわけではない。引き続き私が村の代表であるため、株主としての今後の意見等は直接申し述べる立場にあると考えている。

Q 選挙公約の実現を質す

問 地産地消の小水力発電事業は、どこまで進んでいるのか。

村長 小水力発電については、県で調査した令和４年度福島県地域再エネポテンシャル調査事業において、本村にも有望地点があることが分かったため、場所を特定するための現地調査を行った。

また、小水力発電の実施事業者と懇談を行い、実現に向けた必要な調査や手続き等について話を伺った。

今後についても、県や関係事業者等から話を伺うほか、先進事例の現地調査を行うなど、準備を進めていく。

問 村民の声を聴くと殊更に強調されているが、村民の声の最たるものが要望書である。それは村長と議長宛てに出されている。議会が採択したにもかかわらず、いまだ実行に移されていないものが多い。それらを把握できているのか。また、それを今後どのようにするのか。

村長 先の１番議員の質問に答弁したとおり、村としては、緊急性や優先度、また財源の確保等を勘案し、全体を見渡したうえで、総合的な判断を行いながら、年次計画により事業を進めていく。

村政を問う

令和８年９月定例会
一般質問
小林 政一 議員



Q 渡辺文弘村長の目指すところを問う

問 村長の掲げる主要政策には、村民との対話、小水力発電、村の収入増などがあったが、現在、どのような進捗状況にあるか。

村長 最初に、村民との対話については、仕事等で日中役場に来ることができない方の意見等を集める「皆さんの声聞かせてください」事業を広報しょうわなどで広く周知し、就任後2件のご意見が寄せられた。引き続き、当該事業の周知を図り、村民からの意見を伺っていく。

次に、小水力発電については、令和4年度福島県地域再エネポテンシャル調査事業の有望地点の現地調査及び小水力発電事業者との懇談を行った。

最後に、村の収入増は、現時点では、まだ成果は出ていない。

問 放置された空き家は、美しい村の景観を阻害している。なぜ撤去や更地化が進まないのか、その根本的な原因を明らかにし、今後の対応策を伺う。

村長 個人の財産である空き家等は、所有者自らが適正に管理・解体することが原理原則である。

しかし、意識の低さによる指導の不履行、相続問題、高額な費用の捻出困難など、複数の要素が重なり除却が進まないものと捉えている。法に基づく行政代執行は可能であるが、予算や財源確保、議会の理解も得る必要がある。また、解体費用は、所有者から徴収することになるが、回収は極めて困難と思われ、滞納から最終的に不納欠損処理に至る懸念がある。

この事態は、適正管理を続けている所有者に不公平感を与え、さらなる管理不全な空き家の増加を招くリスクがある。このため、現時点においては、行政代執行による空き家解体は考えていない。

今後とも、特定空家等の所有者等に対し、管理不全の解消や除却を求める助言・指導、勧告、命令を行うとともに、適正管理に向けた積極的な普及啓発に取り組んでいく。

問 老朽化した村有建物の将来的な解体リストを公表すべきであると考える。以前、解体の話があった昭和村克雪管理センターが、いまだ残されている理由と、今後、年1棟ペースなどの計画的な解体を進めることを提案したい。村長の見解を伺う。

村長 村では、人口減少に伴う利用需要の変化に対応し、財政負担の軽減、平準化と最適な配置を図るため、平成29年3月に昭和村公共施設等総合管理計画を策定・公表している。

各公共施設は、本計画や個別の管理計画に基づき、維持管理や解体に取り組む計画としている。

しかしながら、現在、役場庁舎や教育関連施設の大規模な整備計画の検討が始まっていることや、解体単独で活用できる補助事業や起債がないため、厳しい財政状況等も勘案し、喰丸地区の克雪管理センターの解体には着手していない。

ご提案の年1棟ペースでの計画的解体は、現時点では困難であるが、老朽度や安全性に影響がある施設を優先し、解体に向けた検討を行っていく。

問 村と指定管理協定を結んでいる昭和村老人休養ホームの管理状況について、村民から疑問の声が上がっている。本来、最も重要なことは、村民や観光客をはじめとする利用者が安全・安心に利用でき、また利用したいと思える環境やサービスを提供することだと考える。本施設の今後の在り方と管理運営の適正化に向けて、村長が目指すところを伺う。

村長 老人休養ホームしらかば荘の管理状況等における村民からの疑問の声は、私のところにも届いている。このことを受けて、村から指定管理者に対し、速やかに対応するよう指導を行ったところである。

今後も快適な環境や、質のよい接客対応を含めたサービスの提供など、「また利用したい」と思える環境やサービスを提供することにより、利用者から評判のよい施設、健全な経営状況を保っている施設となることを目指していく。

村政を問う

令和８年９月定例会
一般質問
羽染　豪 議員



Q 国の財政支援制度等の戦略的活用と持続可能な昭和村の未来をつくる提案について問う

1．「私の昭和村」記憶共有・広報発信事業の創出と関係人口の創出について

問 「私の昭和村」参加型プロジェクトに対する見解について、住民や全国の昭和村ファンから写真・映像・詩歌などの思い出を広く集め、電子データとして、未来へ継承、発信する参加型プロジェクトの推進に関する村長の見解を問う。

村長 本村の歩みや歴史、風景などを保存し、未来へつないでいくことは、今後も昭和村が昭和村であり続けるために、また、村民が村を愛し、誇りを持つためにも大切な取組であると考えている。

2．スマート技術・再生可能エネルギー・地域インフラ最適化に向けた国庫補助金等の最大活用について

問 木質バイオマス、小水力発電を活用した脱炭素・エネルギー自立モデルの策定について、環境省の補助金等を活用して非常用電源の確保と地域経済循環を両立する調査推進計画を策定すべきと考えるが、村長の所見を伺う。

村長 木質バイオマスの導入については、かつて奥会津五町村活性化協議会において検討した経緯があるが、事業化には至らなかった。

また、本村は豊かな森林環境に恵まれているものの、その多くが国有林であるため、本村の木材を活用した木質バイオマスの導入は難しいと考えている。

小水力発電については、どのようにすれば村の収入の増加や村民の利益につながるかなどを検討しつつ、県や関係事業者等から情報を収集し、先進事例の現地調査を行うなど、準備を進めていく。

3．矢ノ原湿原周辺インフラの整備とアグリネイチャー共生の推進について

問 矢ノ原湿原周辺道路の多目的供用道路としての優先保全・整備について、また、花農家や観光客の安全確保に向けた国庫補助金を活用した道路保全・整備について伺う。

村長 矢ノ原湿原周辺道路である村道下中津川大芦線は、花卉農家をはじめとした村内農業者のほかに、観光客も利用する道路である。

当該道路の整備について、交付金等の活用をご提案いただいたところであるが、村としては、観光アクセスや物流を担う多目的供用道路としての再定義は難しいと考えている。そのため、５年ごとに行う道路ストック点検の結果を踏まえ、昭和村村道舗装長寿命化計画に基づき、維持管理を行っていく。

4．伝統産業『からむし織』の継承・高付加価値化と生産基盤の強化について

問 織姫修了者の定住・経済的自立支援スキームおよび環境整備について、織姫制度と地域おこし協力隊をあらかじめ統合・連携させ、協力隊のミッションの中にからむし織の技術習得と商品開発、PR、独立準備までを包括した最長３年のプログラムとして再設計するなど、制度上の要件をクリアする工夫を凝らした移住定住支援の仕組みを導入すべきと考えるが、村の見解を伺いたい。

村長 からむし織体験生事業は、からむしの工程を基本に、昭和村の暮らしを体験し、本村の良さを広く知ってもらうための事業である。また、体験修了後もからむしの栽培や織りなど、更に研鑽を積みたい方を対象に、最長３年間、からむし織研修生として学ぶ機会を設けているが、修了後にどのようにからむしに携わっていくかが課題となっている。

議員ご提案の地域おこし協力隊制度の導入によるメリットとしては、村の財政負担が抑えられることや、人材を育てる基盤が構築できることなどが挙げられる。一方で、地域要件により都市部以外に住む人が応募できなくなるなど、募集の間口が狭くなること、また、任期終了後の対応や指導者の選定といったサポート体制の確保が課題として考えられる。

村政を問う

令和８年９月定例会
一般質問
栗城 敏郎 議員



Q 村長の答弁検証について

問 村長が選挙期間中に掲げたものは、選挙公約として受け止めてよいのかと質した。村長からは、選挙公約として掲げたつもりはないが有権者が選挙公約と受け止めた場合は、否定するつもりはない旨の答弁があったが曖昧で釈然としない心持ちになった。改めて、村長の政策と公約に対する認識を示していただきたい。

村長 選挙期間中に掲げた5つの政策は、村民と一緒になって考えていきたい項目として掲げた。公約ではなく政策とした理由は、公約として約束だけを示すことはせず、村政の課題に対し、村民と一緒になって考えるプロセスを大事にしたかったからである。

昭和村を未来に繋ぐために、どうすれば良いか考えた結果、公約ではなく政策として掲げた。

問 公約とは、選挙時に有権者に対する約束であり、選挙戦略の一部である。一方、政策とは、自治体などの組織が目指す方向へ進むために掲げる基本方針や計画を意味している。あえて政策だと固執するのはなぜか。

村長 政策としたのは、みんなで未来をつくるためという点を私の姿勢として捉えてもらいたいという思いから、公約ではなく政策という言葉を用いたからである。

問 すみれ荘の敷地内における不審火の原因は確認できたのか。

村長 5月26日に発生したすみれ荘車庫の火災については、会津坂下消防署昭和出張所に確認したところ、原因不明との回答を得ている。火災が生じると思われる要因や環境を改善し、再発防止を図り、予防消防を徹底していく。

問 防犯カメラ等の設置は順調に進んでいるか。

総務課長 防犯カメラの設置については、現在、機器の調達を進めている。今後、納入され次第、必要箇所へ設置し、防犯対策の徹底を図っていきたい。

問 解散法人の固定資産税滞納問題について、村長はどのように捉えているのか。

村長 納税は国民の義務であり、村政を運営する上で根幹となることから、公平・公正かつ平等に納入されなければならない。本年3月31日に、平成17年度から発生していた解散法人の固定資産税滞納額について、県からの助言を受けながら、法に則り不納欠損処理が行われ、大きな区切りを迎えたと受け止めている。この大きな区切りを契機として、同様の事態を発生させないために、何をなすべきかを常に考え、日々緊張感を持ちながら職務に従事することが最も肝要であると捉えている。

問 村長は、不納欠損処理をどのように受け止めているのか。

村長 法に則って適正に徴収事務を行った上であっても、なお徴収不能となった場合には、不納欠損処理を行わざるを得ないものと考えている。

所感
栗城敏郎

本村における村民の納税状況は、行政の皆様もよくご承知のことと存じますが、一人として未納者はおりません。この状況は、行政の努力だけで実現したものではなく、村民一人ひとりの納税者意識の高揚があって為し遂げられたものと考えます。

令和7年度の決算報告として「不納欠損処理について」報告すると副村長から答弁を受けておりますが、このような事務処理を行うことができるのも、村民の深いご理解のたまものであるとともに、村民の高い納税意識の表れであると拝察いたします。

村政を問う

令和８年９月定例会
一般質問
馬場 政之 議員



Q 空き家・廃屋対策について

問 現在、国道沿いに誰が見ても危険を感じるような空き家が面している。強風の際には、屋根の建材などが飛散するおそれがある。地域住民も心配している。
　行政としても空き家解体の支援など、対策に尽力されていることは承知しているが、景観を生かした誘客を目指す本村として、また「日本で最も美しい村」連合の加盟自治体としてこの現状をどう捉え、今後どのように対応していく考えか見解を伺う。

村長 本年８月末現在の特定空家等の認定件数は、小野川地内１件、喰丸地内１件、佐倉地内１件、小中津川地内２件、下中津川地内１件、野尻地内１件の合計７件である。
　これまでに特定空家等に認定された空き家や、特定空家等に認定されるおそれのある家屋等の所有者等に対し、管理不全状態を解消するよう助言や指導を随時行っている。
　その成果として、令和４年度は２件、令和５年度は１件、令和７年度は１件、本年度は既に２件の特定空家が除却され、今後においても２件の除却が予定されている。
　その一方で、所有者が亡くなり相続人が不明なケースや、解体に要する高額な費用の捻出が困難なことなどから、除却が進展していない状況も確認している。
　このことから、空き家が管理されないまま放置される事態となり、屋根材等の飛散による近隣の家屋や人身への被害が懸念され、また、景観の悪化などが大きな問題になっているものと認識している。
　現時点においては、行政代執行による空き家等の解体は考えていないので、今後においても、特定空家等の所有者等に対し、管理不全状態の解消や家屋等の除却・解体を行うよう助言や指導、また必要に応じた勧告や命令を行うとともに、空き家等が適正に管理されるよう積極的な普及啓発に取り組んでいく。
　また、利活用が可能な空き家等については、空き家バンクへの登録を促し、管理不全状態の空き家等を発生させない取り組みを継続していく。

Q 高齢者の在宅生活支援について

問 本村における今後の高齢者人口と高齢化比率の推移について、どのように捉えているのか伺う。

村長 本村の65歳以上の高齢者人口は、今後、年々減少を続け、２０４０年代には、15歳以上65歳未満の生産年齢人口が高齢者人口を上回る見込みである。
　また、高齢化率も２０２５年の57・64％をピークに、緩やかに減少へ転じる見込みである。

問 今後10年、20年先を見据え、高齢者が住み慣れた自宅で暮らし続けるためには、今後どのような支援が必要になると考えているか。また、施設への入所ではなく自宅での生活を選択し、それを継続する場合、村としてどのような具体的な在宅支援対策が必要であると考えているのか、村の見解を伺う。

村長 高齢者が住み慣れた地域や自宅で暮らし続けるためには、地域包括支援センターが中心となり、地域包括ケアシステムの５つの構成要素（医療、介護、住居、予防、生活支援）を地域全体で一体的に提供する仕組みが必要である。また、本年３月に改定した昭和村地域福祉計画で提唱している自助、互助、共助、公助に、助けを必要としている人を、助けたい人が自発的に助けているという村民に根付いた行動を意味する、本村独自の造語「助助（じょじょ）」を加え、多様化するニーズに対し、関係機関が連携して福祉の向上を図る必要があると考えている。
　具体的な施策として、第６次振興計画後期計画の基本目標２「心地よく暮らせるむら」、施策項目１「ウェルビーイングの確立」では、フィットネス事業による介護予防や、アクティブシニア活動支援事業による生きがいづくり、仲間づくりでの社会参加の場の創出、見守り支援事業による安全・安心の確保などを進める。さらに、心の健康づくりや除雪対策事業など、各種事業を展開し、高齢者の在宅生活支援を進めていく。

議会活動を報告します

令和8年度 町村議会議員研修会

◎研修期日　10月19日
◎研修場所
郡山市ビックパレットふくしま
◎参加議員　8名
◎研修内容
・地域課題の解決と町村議会について　ー「政策に強い議会」をつくるー
講師 中央大学法学部教授
礒崎初仁氏
・これからの政局・政治展望
講師 ジャーナリスト
岩田公雄氏



「草加ふささら祭り」に出席しました。

10月31日に、姉妹都市である埼玉県草加市で開催された、「草加ふささら祭り」に、栗城徳雄議長、小林政一副議長、馬場栄三総務厚生文教常任委員長の3名で出席し、草加市長をはじめ、草加市民の皆さんと交流を深めてきました。
写真：開会式入場パレード



● 令和８年第４回定例会のお知らせ ●

12月４日(金)から８日(火)までの日程で予定されています。
一般質問は７日(月)の予定です。お誘いあわせのうえ、ぜひ傍聴においでください。

編集後記

秋の収穫が済み、今年も1ヶ月余りとなりました。振り返ってみますと、元旦の積雪は20㎝程で、一昨年の大雪とは大きな変化でした。2月下旬、イスラエル・米国とイランとの戦闘が始まり、世界の原油価格が高騰、それに伴い石油製品などの原材料費が上がり物価高を一層押し上げました。
直近では、サウジアラビアとイエメンの反政府組織フーシ派が戦闘状態になり、石油の輸入経路がまた一つ不確実な状況になりつつあります。大国の思惑が私達の日常生活を大きく左右しています。
（馬場栄三）

編集委員

委員長　渡部節雄
副委員長　馬場栄三
委員　小林政一
〃　栗城徳雄